

青森県報

第三千三百八十七号

平成二十三年
五月十六日
(月曜日)

目次

告 示

保安林の指定解除予定	……………	(林 政 課)	… 一
保安林の指定施業要件の変更	……………	(同)	… 一
建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の構造計算	……………	(建築住宅課)	… 二
適合性判定の業務を行う事務所の所在地変更の届出	……………	(会計管理課)	… 二
青森県指定金融機関等の指定の一部改正	……………	(下北地域 民 局)	… 三
漁船保険付保義務の発生	……………		
建設業者の営業の停止	……………	(監 理 課)	… 三
八戸港湾計画の変更の概要	……………	(港湾空港課)	… 三
出先機関	……………		
土地改良区の定款変更の認可	……………	(中 南 地 域 民 局)	… 四

告 示

青森県告示第四百三十九号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十三年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所
中津軽郡西目屋村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 保安林を解除しようとする理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び西目屋村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第四百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十三年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西津軽郡鰺ヶ沢町大字松代町字白沢四二七の一から四二七の四まで、四二七の六

（次の図に示す部分に限る。）（四二九の一）

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

東北労働金庫青森東支店

青森市松原一丁目

を

東北労働金庫青森支店青森東出張所

青森市松原一丁目

に改める。

青森県告示第四百四十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたと認めため、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十三年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
下北郡大間町大字奥戸字向町八六番地一 竹 内 勝 久	奥 戸
下北郡大間町大字奥戸字新釜二一番地七 佐 々 木 明	
下北郡大間町大字奥戸字向町七七番地七 細 川 晴 男	

公 告

建設業者の営業の停止

建設業法（昭和二十四年法律第九号）第二十八条第五項の規定により、次のとおり建設業者の営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年五月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 寺石商事株式会社

二 代表者の氏名 一條浩也

三 主たる営業所の所在地 北海道苫小牧市日吉町一丁目一番三〇号

四 許可番号 北海道知事許可（般 一八）胆第二号

五 営業の停止を命じた年月日 平成二十三年四月二十八日

六 停止を命ずる営業の範囲

注文者から青森県の区域内における塗装工事を請け負う営業のうち次のいずれかに該当するもの

1 国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事（以下「公共工事」という。）に係るもの

2 公共工事以外の建設工事であつて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等若しくは同条第四項に規定する間接補助金等又は地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものの交付を受けているものに係るもの

七 営業の停止を命ずる期間

平成二十三年五月十六日から同月二十二日までの七日間

八 営業の停止を命ずる原因となつた事実

県が発注者である建設工事の施工に関し、前記建設業者が、建設業法第三条第一項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者と下請契約を締結したことが確認された。このことが、同法第二十八条第一項第六号の規定に該当する。

八戸港港湾計画の変更の概要

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定に基づき、八戸港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成二十三年五月十六日

八戸港湾管理者 青 森 県
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 港湾計画の変更の概要

平成二十一年十二月十八日付けで青森県報においてその概要を公告した八戸港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

1 水域施設計画

(一) 泊地及び航路・泊地
変更する施設

地区名	種 別	水深(メートル)	面積(ヘクタール)
河原木地区	泊地	一四	二
航路・泊地	一四	九七 (うち六二ヘクタール既設)	

2 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

(一) 水域施設
変更する施設

地区名	種 別	水深(メートル)	面積(ヘクタール)
河原木地区	航路・泊地	一四	九七 (うち六二ヘクタール既設)

二 港湾計画の縦覧場所

青森市長島一丁目の一 青森県県土整備部港湾空港課

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、六羽

川土地改良区の定款の変更を平成二十三年四月二十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十三年五月十六日

中南地域県民局長 川 村 昌 廣

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------